

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、不動産業という専門的な業務を通じ、地域社会に貢献しつつ、株主の利益や企業価値を最大化することを目標とするとの基本的認識とコンプライアンスの重要性を、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。具体的には、コンプライアンス意識を徹底すべく、会社法上の各種機関等を設置するほか、経営環境の変化に柔軟に対応でき、かつ牽制が利いた内部統制・開示体制を構築し、適切に運営することにあります。株主の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、マザーズ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リーガルアセット	1,120,000	35.55
平野 哲司	430,000	13.65
山名 孝宏	140,126	4.45
藤原 寛	140,126	4.45
松井 秀紀	61,000	1.94
山田 隆弘	50,500	1.60
水向 隆	50,126	1.59
渡辺 公夫	29,400	0.93
クレディ・スイス証券株式会社	20,100	0.64
川名 貴行	19,400	0.62

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	7 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久保田 洋	他の会社の出身者											
今西 和貴	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保田 洋	○	——	取締役久保田 洋氏は、上場企業並びに金融機関での取締役を歴任しており、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社の持続的な企業価値向上のため、さらには経営の監督機能を十分に担っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として届け出ております。

今西 和貴	○	——	取締役今西 和貴氏は、長年にわたる記者としての経験や大阪府議会議員の経歴を有しており、その幅広い知見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として届け出ております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携>
 内部監査室と監査役は、随時のミーティングを通じて情報を共有するとともに、各々が実施する監査において相互に連携することにより、監査の効率化・有効化を図っております。また、監査役会と会計監査人は、主として、会計監査についての報告会を通じて情報の共有化を行い、相互の連携を図っております。

<各監査と内部統制部門との関係>
 当社における内部統制部門は、総務部総務課がこれに当たっており、当該部門の主催するリスク・コンプライアンス委員会における取り組みを通じて、当社の内部統制システム全般に関する管理を図っております。内部監査室及び監査役は、リスク・コンプライアンス委員会にオブザーバーとして参加しており、各々の立場から、又は共同して、内部統制の構築・推進部門に対して必要な助言・指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇野 正明	他の会社の出身者													
塩野 隆史	弁護士													
喜多村 晴雄	公認会計士													
山下 真	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野 正明		——	上場企業等での常勤監査役や取締役としての経験もあり、その見識と長年の豊富な経験に基づく視点に基づき、当社の経営及び事業推進の監督及びチェック機能を期待したために選任しております。
塩野 隆史	○	——	弁護士としての長年の経験による幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から有益な指摘・発言をいただくことで、当社経営の適正性の確保に大きく寄与いただいております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として届け出ております。
喜多村 晴雄	○	——	長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見に加え、他の会社の社外監査役経験を有し、独立かつ中立の立場から、その幅広い見識に基づき、有益な指摘・発言をいただくことで、当社経営の適正性の確保に大きく寄与いただいております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として届け出ております。
山下 真	○	——	弁護士としての長年の経験並びに奈良県生駒市長を3期9年間努めた経験を通じて培った豊富な見識に基づき、当社の経営及び事業推進に対しての監督及びチェック機能を期待したために選任しております。また、当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

【その他独立役員に関する事項】

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

【該当項目に関する補足説明】

(1) 短期業績連動報酬

短期業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象としており、その指標としては取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から経常利益、予算達成率、成長率及び次期業績目標を基に一定の計算式に基づき算出しております。

各取締役への報酬額については、担当業務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を短期業績連動報酬に乘以各取締役の報酬額を決定しております。

(2) 企業価値連動報酬

企業価値連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象としており、金銭報酬と株式報酬で構成されており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬は譲渡制限付きの固定報酬としております。金銭報酬は変動報酬とし、その指標としては企業価値向上の成果を図るにあたり最適であるとの判断から時価総額を基に一定の計算式に基づき算出しております。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を金銭報酬に乘以、固定報酬を加えた額を各取締役の報酬額としております。

なお、2019年10月30日開催の定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(代表取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、企業価値連動報酬として新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないも

のとしております。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

提出日現在における当該譲渡制限付株式の付与のための報酬の対象取締役は2名となります。

2020年6月から2020年10月までの期間において当社は、新型コロナウイルスの影響による減益に鑑み、2020年6月より代表取締役社長20%、取締役経営戦略本部長及び取締役事業戦略本部長15%、取締役管理本部長10%の役員報酬を減額しております。これは2020年7月期の業績の内容を真摯に受け止め、その経営責任を明確にするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響による厳しい状況を鑑み、取締役会にて審議決議したうえで対応しております。

また、2021年7月期における役員報酬についても上記の通常の報酬決定の外ではありますが、社会情勢や会社の状況等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

従業員

該当項目に関する補足説明

従業員については、経営参画意識の向上と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。なお、ストックオプション付与後に社内取締役就任したものが1名含まれております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2020年7月期における取締役の報酬総額(社外取締役に対する報酬総額を除く)は、427百万円です。また、取締役平野哲司に対する報酬等の総額は130百万円、取締役山名孝宏に対する報酬等の総額は107百万円、取締役藤原寛に対する報酬等の総額は108百万円です。詳細につきましては有価証券報告書に記載の通りであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは取締役会事務局が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会及び取締役>

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。当社は、異業種である銀行出身の社外取締役を選任し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を行う体制としております。また、取締役の経営責任の自覚と職務執行の責任を明確にし、迅速で的確な意思決定を行うための体制作りも心掛けてまいります。

<監査役会及び監査役>

監査役会につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役3名の計4名で構成されております。監査役は、全員が社外監査役であり、客観的・中立的な立場から取締役の職務執行を監視すべく、重要会議への出席及び議事録閲覧、重要な決裁書面の閲覧、全取締役との定期的な会合、必要に応じた職務執行状況の聴取等を通じ、経営上の重要事項、リスク・コンプライアンス管理に関する重要事項その他の事項を随時把握できる体制となっております。また、定時取締役会における報告事項の一つとして、監査役からの発言の場を設けており、報告、要請、指摘等を受けることができる体制としております。これらを通じ、取締役会での意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。

<経営会議>

経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、取締役以上の役員及び役員の指名する者をもって構成する経営会議を原則として月1回開催しております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

当社では、代表取締役を委員長とし、取締役以上の役員及び委員長の指名する各部門長等をもって構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクアセスメントの実施、コンプライアンスの徹底や従業員への意識喚起、啓蒙を図っております。また、内部統制システムについても整備、運用状況及び有効性の確認を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。

また、外部の視点からの経営監督機能を強化するため、社外取締役2名及び社外監査役4名を選任しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が7月であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知や決議通知を自社ホームページへ掲載する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確に理解していただけるようディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けに説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び第4四半期決算発表後に、アナリスト及び機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、経営企画部経営企画課に、専任担当者を設置し、「正確」「公平」「適時」に当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、法令遵守、労働安全衛生、社会貢献、環境保全活動のみならず、すべてのステークホルダーを視野に入れ、経済社会の発展、社会的課題に取り組むことが、社会的責任の追及であると位置づけます。社会的責任を果たすために経営者及び社員が自主的に実践していく行動として、「企業行動憲章」(当社ホームページ掲載)を定め、当社はこれを順守することを宣言しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ひとり親家庭の子どもたちの教育支援のための「きずな基金」への協力を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、その他法令等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努める所存であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
- (2) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、規程に基づきそれぞれの責任者を任命する。
- (3) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (4) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (5) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (6) 取締役は、各監査役が取締役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行なうことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
- (2) 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行なう。
- (2) 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業倫理規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」並びに「リスク・コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
- (2) 代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス総括責任者として管理本部長を任命し、総務部において、リスク・コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
- (3) 内部通報制度として、内部監査室長、顧問弁護士、管理本部長を通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。
- (4) 監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- (5) 内部監査室長は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形式した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規程・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を監査役の補助をすべき使用人として指名することができる。
- (2) 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。
- (3) 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に委譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
- (2) 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会（それができないときは監査役）に報告しなければならない。
- (4) 監査役に報告を行なった者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

9. その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制

- (1) 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。
- (2) 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査室長と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との関係排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを当社企業行動憲章において決議しており、それを受け役職員が行動する上で遵守すべき基本的事項である企業倫理規程においても反社会的勢力との絶縁を掲げております。

そして、社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に係る諸事項を所管する部署は総務部総務課とし、実務上の業務マニュアルとして反社会的勢力対応要領及び反社会的勢力チェック要領を整備しております。

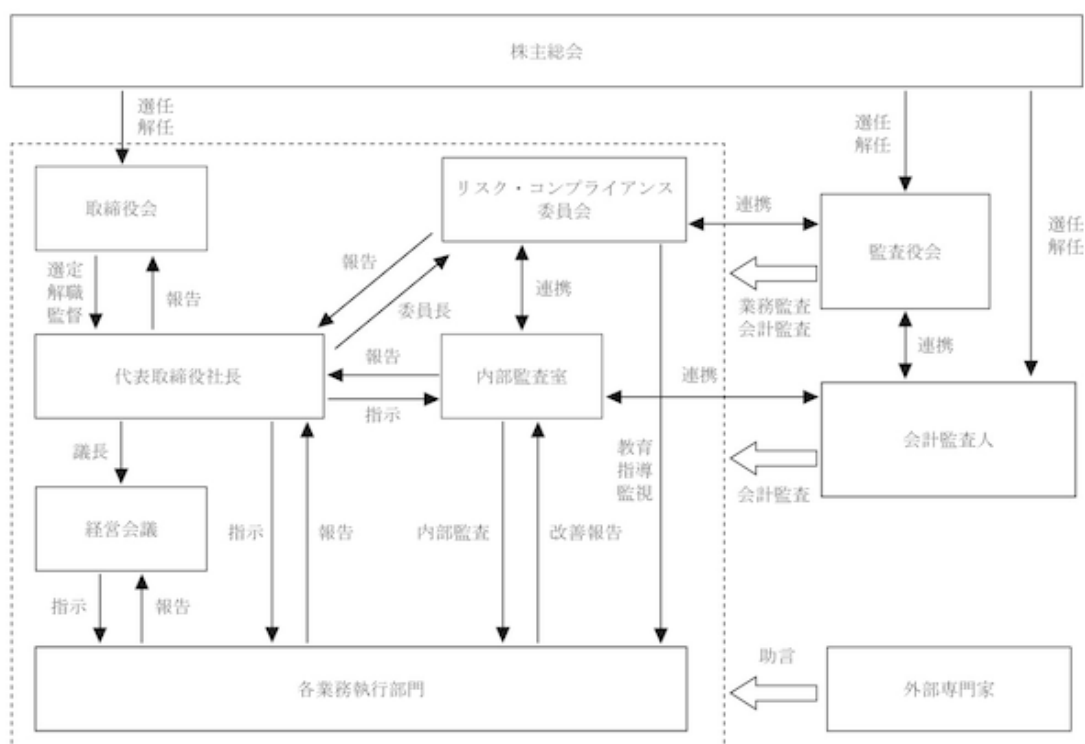
外部組織との連携に関しましては、2015年10月1日には不当要求防止責任者を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関とも連携できる体制が構築されております。

1. 買収防衛策の導入の有無

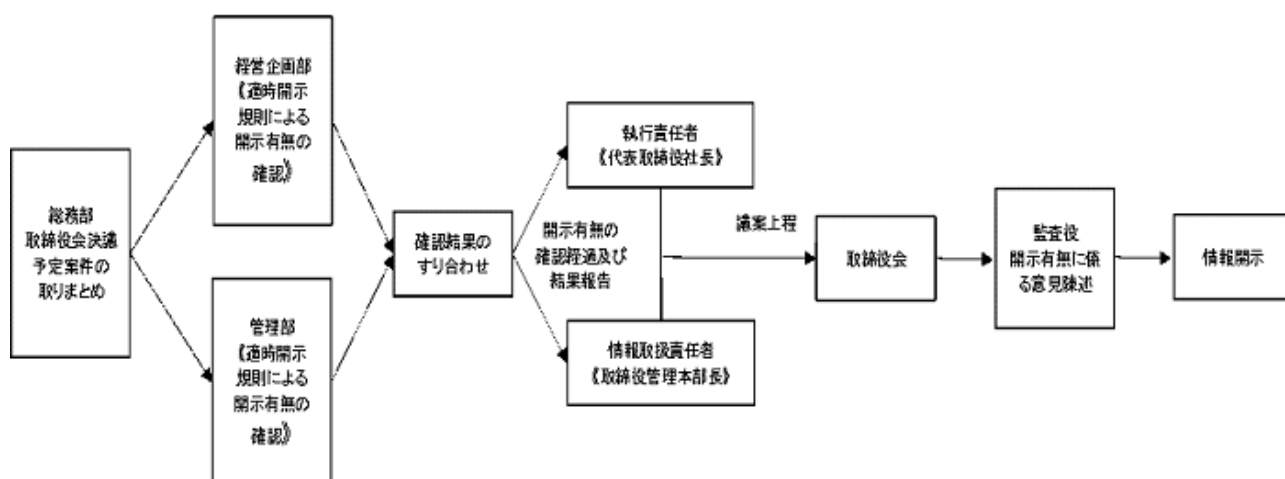
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



《当社に係る決定事実・決算に関する情報等》



《当社に係る発生事実に関する情報》

